

## 平成29年度新潟市特定教育・保育施設の利用者負担額(1号認定)

			小学校4年生以上の兄や姉が1人以上いる場合(園児が第2子・第3子以降にあたる場合)		園児が第1子にあたる場合または小学校3年生までの兄や姉から数えて第2子・第3子以降にあたる場合	
			利用者負担額	母子世帯等	利用者負担額	母子世帯等
第1階層	生活保護受給世帯等	第1子	-	-	0円	0円
		第2子	0円	0円	0円	0円
		第3子以降	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税 所得割 非課税 の世帯	第1子	-	-	1,800円	0円
		第2子	0円	0円	0円	0円
		第3子以降	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税 所得割 ～77,101円 未満の世帯	第1子	-	-	11,200円	3,000円
		第2子	5,600円	0円	2,800円	0円
		第3子以降	0円	0円	0円	0円
第4階層	市町村民税 所得割 ～211,201円 未満の世帯	第1子	第4・第5階層では、小学校4年生以上の兄や姉は判定に含みません。(小学校3年生までの範囲に兄や姉がいない園児は右の第1子の額になります。)		16,300円	16,300円
		第2子			4,070円	4,070円
		第3子以降			0円	0円
第5階層	市町村民税 所得割 211,201円 以上の世帯	第1子	第4・第5階層では、小学校4年生以上の兄や姉は判定に含みません。(小学校3年生までの範囲に兄や姉がいない園児は右の第1子の額になります。)		21,500円	21,500円
		第2子			5,370円	5,370円
		第3子以降			0円	0円

※塗りつぶし部分は平成28年度からの変更点

### 注

- (1) 第2～第5階層の区分は、園児の父母及び同居の祖父母等の市町村民税額(調整控除以外の税額控除を適用する前)の合計額により認定します。ただし、次のいずれかの場合は父母の税額のみで認定します。
  - ① 父母の年間合計収入が160万円以上ある場合
  - ② ひとり親世帯で年間収入が110万円以上ある場合
  - ③ 父母の合計所得が祖父母等のうち最も所得の高い方の所得を上回る場合
- (2) (1)の市町村民税所得割額には、4月から8月までは平成28年度の課税額、9月から翌年3月までは平成29年度の課税額を用います。
- (3) 課税額の算定に必要な書類が未提出、市町村民税が未申告など、課税額が確認できない場合は、第5階層で認定します。階層の認定後に税申告(修正申告を含む)をした方は、園又は下記担当課へご連絡ください。
- (4) 第1・2・3階層に該当し、園児に小学校4年生以上の兄や姉がいる場合は、兄や姉の年齢にかかわらず第2子・第3子以降の判定をしますが、兄や姉の年齢が小学校3年生以下の場合、または第4・第5階層に該当する場合は、小学校3年生以下の兄や姉から数えて判定をします。
- (5) 表中の「母子世帯等」とは、ひとり親世帯(母子・父子世帯)及び在宅障がい児(者)のいる世帯をいいます。
- (6) 未婚のひとり親世帯の方は、市町村民税の「寡婦(夫)控除」を受けたとみなす、いわゆる「みなし寡婦(夫)控除」が適用される場合がありますので、下記担当までお問い合わせください。
- (7) 第1階層の「生活保護受給世帯等」とは、「生活保護法による非保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯」をいいます。
- (8) この表に定める利用者負担額のほか、各園が定める教材費など実費・上乗せ負担が必要となります。
- (9) 平成29年度において、保護者の疾病ややむを得ない理由による退職等で収入が前年より著しく減少した場合や、災害により損害を受けた場合に、利用者負担の一部又は全部が減免されることがあります。

### 【お問い合わせ】

新潟市 こども未来部 保育課 (☎025-226-1225)